

公募型プロポーザル実施要領及び実施通知

令和6年4月26日

佐世保市長

公募型プロポーザル方式（事前審査型）により事業者の選定を行いますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名 佐世保市放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）委託業務
- 2 委託開始年月日 令和6年10月1日
- 3 業務概要（詳細は、業務仕様書のとおり）

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えることで、育児と就労の両立支援及び児童の健全育成に資することを目的とした事業です。

佐世保市では、放課後児童健全育成事業として児童クラブを設置し、その運営を一般社団法人、社会福祉法人、学校法人等へ委託しています。

その中で、令和6年度における大塔小学校区内の児童クラブ及び周辺校区の児童クラブの申し込み状況から勘案すると、40名程度の定員不足が生じる見込みであり、周辺校区での受け入れも困難な状況です。また、黒髪小学校区においても一部定員不足が生じる見込みです。

そのため、早急に1クラブ増設の必要があることから、佐世保市内に主たる事務所、事業所等を有し、現に児童福祉事業（公設民営、民設民営を問わない）を運営している事業者を対象に、令和6年10月より大塔小学校区において、大塔・黒髪の両地区に対応可能な児童クラブを運営することができる事業者を募集します。「佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「佐世保市児童クラブ事業実施要綱」を遵守し、継続的・安定的で質の高い児童クラブの運営が可能な熱意のある委託事業者を公平かつ適正に選定します。
- 4 参加申請書、仕様書等のダウンロード
参加を希望される方は、佐世保市ホームページ内「佐世保市からの調達情報掲示板」からファイルをダウンロードしてください。
※「佐世保市からの調達情報掲示板」掲示場所：佐世保市ホームページ内（左側）の「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板」
- 5 再委託の可否 否
- 6 事業に要する費用（契約期間の委託料）

委託料につきましては、国及び県の交付金等算定基準により算定します。詳しくは仕様書のⅢ委託料についてをご覧ください。

7 参加要件

本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①のいずれかに該当し、かつ参加要件②のすべてを満たすこととします。

(1) 参加要件①

佐世保市内に主たる事業所等を有し、下記の区分ごとの要件すべてを満たす方

i 設立後の経過期間

法人	参加申請書の提出期限（令和6年5月17日）の期日において登記後1年以上経過しており、児童福祉事業を開始して1年以上経過している者
個人事業主	児童福祉事業を開始して1年以上経過している者

ii 納税状況

法人、個人事業主共通	市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がないことに加え、消費税及び地方消費税に未納がない者
------------	----------------------------------------------

(2) 参加要件②

i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。

ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

8 欠格要件

参加要件①及び参加要件②に該当する方であっても、以下の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

- i 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iii 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iv 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- v 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- vi 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- vii 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

- i 役員等（放課後児童健全育成事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、放課後児童健全育成事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下この項において「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者
- ii 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が事業に実質的に関与していると認められる者
- iii 役員等が自己、自事業所若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- iv 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- v 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

9 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

10 提出書類

(1) 参加申請書と添付資料

仕様書等を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに**別紙1「参加申請書」と別紙2「提案書等の作成要領」に記載の添付資料**を持参または郵送（配達記録があるもの）で提出して下さい。

提出期限は、令和6年5月17日（金）17時00分（必着）までとします。

※参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

(2) 参加要件を満たすことを証明する書類（提出日より3ヶ月以内発行のもの）

佐世保市に業者登録がない方は、本プロポーザル公告日時点で参加要件を満たすことを証明する書類として、下記の書類を参加申請書と共に提出してください。（佐世保市に業者登録がある方は提出の必要はありません。）

i 設立後の経過期間を証明する証明書 1部

法人	法務局発行の登記日が記載された登記事項証明書
個人事業主	令和6年度（令和5年1月～12月分）の確定申告書類

ii 下記の区分に応じた納税に未納、滞納がないことを証明する証明書 各1部

法人、個人事業主 共通	佐世保市発行の「市税に滞納がない証明書」及び 税務署発行の「様式その3（消費税及び地方消費税に未納がない証明書）」 納税義務のない場合は納税義務のない証明書（任意）
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------

11 提案者の認定

提案者としての認定通知は、令和6年5月31日（金）17時00分までにメールにより通知します。

12 提案書等の提出

提案者として認定通知を受けた事業者は、提案書等を作成し期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書等の返却は致しません。

- i 作成要領は別紙2「提案書等の作成要領」のとおりとします。
 - ii 提出期限は令和6年6月14日（金）17時00分（必着）までとします。
 - iii 持参又は郵送（配達記録があるもの）で提出してください。
- 13 辞退
提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに別紙3「辞退届」を提出してください。
辞退届提出期限：令和6年6月14日（金）17時00分（必着）まで
- 14 仕様書及び本通知への質問
 - i 質問がある場合は令和6年4月26日（金）から令和6年5月9日（木）17時00分までに別紙4「質問書」にてメールで行ってください。なお、質問は提案に係る書類作成及び提出に関する疑義事項に限るものとします。また、期日以後の質問は一切受け付けません。
 - ii 質問方法はメールのみとし、電話での回答は行いません。
 - iii 質問回答は、令和6年5月14日（火）17時00分までにメールにて回答します。
- 15 審査
 - (1) 書類審査
提出書類をもとに書類審査を行います。応募者多数の場合、書類審査にて事業者数を絞る場合があります。

書類審査の結果については、令和6年7月10日（水）までにメールにて通知致します。
また、書類審査を通過した事業者には、結果とともにお送りするプレゼンテーション開催通知にて施設審査・プレゼンテーション審査の詳細な日程をお知らせ致します。
 - (2) 施設審査
 - i 実施予定日 日時：令和6年7月17日（水）から7月23日（火）のうちいずれか1日（平日）
 - ii 見学者10名程度で児童クラブ予定地の見学をさせていただきます。
 - (3) プレゼンテーション審査
 - i 実施予定日 日時：令和6年7月24日（水）から7月31日（水）のうちいずれか1日（平日）
 - ii プレゼンテーションへの参加人数は3人までとします。
 - iii プレゼンテーション審査の実施方法は、対面での審査（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を予定しております。
 - iv プレゼンテーションに必要な機材のうち、プロジェクター及びスクリーンは佐世保市で用意します。
- 16 プロポーザルに係る全体スケジュール
別紙5「全体スケジュール」のとおりとします。
- 17 審査基準
 - i 審査項目及び配点は別紙6「審査内容及び審査基準」のとおりとします。
 - ii 適正基準点は総合計の6割以上とし、適正基準点未満の場合は受託候補者としません。
 - iii 別紙6に示す審査項目において、「評価レベル1」以下と評価された審査項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。
 - iv 適正基準点以上であっても、各委員の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、受託候補者としません。
 - v 上記iii又はivに該当する場合であっても、審査委員会において審議し、業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、その者を受託候補者とするものとします。
- 18 採点方法
 - (1) 通常の採点
別紙7「選定方法」に示す算式及び乗率により算出し、審査委員全員の合計点のうち、最も高位の方（以下「最高得点者」という。）を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。
 - (2) 特例による採点
最高得点者と順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。）が最も低位の者と一致しない場合（この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「おじれの対象者」という。）は、下記の「特例による採点方法」により受託候補者の決定を行います。

(特例による採点方法)

ねじれの対象者について、それぞれの委員点のうち、最高得点及び最低得点を除いた委員の得点を合計し、最高得点となった方を受託候補者とします。

19 同点となった場合の取り扱い

(1) 通常の採点により同点となった場合

i 順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。）が最も少ない方を受託候補者とします。

ii iによっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

(2) 特例による採点により同点となった場合

評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

20 次点候補者の繰り上げ

受託候補者が委託事業者決定後、契約締結に至らなくなった場合は、一回に限り、次点となった方を受託候補者とすることとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。

21 提案者が一者の場合の取り扱い

提案者が一者の場合であっても、原則としてプレゼンテーション及び審査を行い、適正基準点以上の場合、受託候補者とします。

22 審査結果通知

i 令和6年8月9日（金）17時00分まで（予定）にメールにより参加事業者全者へ通知します。

ii 選定に関する内容については公表しません。

iii 審査内容、選定結果に関する問い合わせ及び疑義については、一切応じません。

iv 審査結果に対する不服は受け付けません。

23 最終提案書

受託予定者となられた方は佐世保市担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。

24 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 本市に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

以 上

佐世保市子ども未来部子ども政策課
担当者 唐渡・関口
TEL 0956-24-1111
(内線) 71-5415・5416
MAIL kodosei@city.sasebo.lg.jp
FAX 0956-25-9673